

環境・みどり活動促進部会の設置について

1. 部会名称 環境・みどり活動促進部会

2. 審議事項

- (1) 環境活動の促進施策に関すること。
- (2) 大阪府みどりの基金及び大阪府環境保全基金の運営に関すること。
- (3) 大阪府環境保全基金による環境保全事業の審査に関すること。
- (4) 大阪府みどりの基金による緑化事業の審査に関すること。
- (5) 「おおさか環境賞」の選考その他この賞の運営に関すること。
- (6) 「おおさか優良緑化賞」の選考その他この賞の運営に関すること。

3. 新たな部会設置について

- ・ 新環境総合計画の中で、府の施策の方向として、あらゆる主体の参加・行動を促進することとしており、環境活動の促進施策は新環境総合計画を推進していく上で重要な柱の1つである。
- ・ 「環境保全基金」「みどりの基金」を活用した府民活動への支援事業は、府民等が現場での実践活動を促進させる取組みであり、基金の運営、支援事業の採択や内容の見直しの審議は、環境施策全般を踏まえた総合的な視点が必要であるとともに、「環境保全活動」や「緑化活動」に関わる専門的な視点から行う必要があることから、環境審議会に新たな部会を設置して行うことが適切である。
- ・ これまで個別に審査してきたが、本部会の設置により、「環境保全活動」「緑化活動」のそれぞれの分野への支援事業を一元的に審査することで、両事業共通の目的である府民活動の促進のため、より事業効果の高い取組みの選定ができるとともに、様々な情報が共有され、従来それぞれの分野で活動していた府民に、より幅広い取組みを促すことができる。

4. 決議

「環境保全活動」「緑化活動」分野の府民活動等を促進するための施策全般のあり方検討については、部会で審議のうえ、本審議会の決議事項とする。

ただし、既存の基金の運営、支援事業の採択や内容の見直し、表彰に関することは、部会の決議をもって本審の決議とする。

(理由)

部会の審議は、「環境保全活動」や「緑化活動」の支援対象の選考等のため、年4回程度の定期的な対応が必要である。

<参考>

○大阪府環境保全基金

基金活用分野 ⇒ 環境教育の推進、地球環境の保全に係る普及・啓発活動、環境情報の普及、地球環境保全活動の支援

○大阪府みどり基金

基金活用分野 ⇒ 民間施設の緑化や地域による緑化活動の支援